

国自総第548号  
平成19年3月20日

(社) 全日本トラック協会会長 殿  
(社) 日本船主協会会長 殿  
外国船舶協会会長 殿  
(社) 日本港運協会会長 殿  
日本海運貨物取扱業会会長 殿  
(社) 日本インターナショナル  
フレイトフォワードーズ協会会長 殿  
(社) 日本荷主協会会長 殿  
(社) 日本ロジスティックシステム協会会長 殿  
(社) 日本経済団体連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局長

「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」の徹底について

国際海上コンテナのトレーラーによる安全輸送については、平成17年8月、関係省庁、関係団体により構成される「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ワーキング」を設け、同年12月、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」(参考1)を発出し、その後、本ワーキング関係者を中心に関係団体及び関係事業者等が、本ガイドラインの普及に努めてきたところです。

しかしながら、本ガイドライン発出後においても、国際海上コンテナ輸送中のトレーラー横転による死亡事故等が発生(参考2)し、本ガイドラインに基づく確実な取り組みがなされていない事例も見受けられるところです。

このため、本ガイドラインについて、貴協会における傘下事業者への周知徹底を再度図り、国際海上コンテナの陸上における安全輸送の取り組みを強化されますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインに基づく取り組みにおいて、特に下記の事項については、関係各者が確実に実施されるよう周知徹底願います。

## 記

1. コンテナ内容物に関する総重量、コンテナサイズ、危険物の有無及びその内容、積み付け状況が明確となる写真等荷姿に関する情報等、トレーラーによる安全輸送に必要な情報を確実に取得し伝達すること。
2. 事前情報と重量が異なり過積載となるおそれがあるコンテナや偏荷重等の不具合により安全輸送に支障をきたすおそれがあるコンテナが判明した場合の取り組みを確実に実施すること。
3. コンテナの安全輸送のために必要な情報の問い合わせがあった際には、把握している情報を漏れなく回答すること。
4. 受荷主（輸入者）及び船社は、過積載や偏荷重等の事前防止のため、発荷主（輸出者）に対し、積載重量や積み付け方について適切な指示を行う等の啓発を行うこと。
5. トラック事業者は、コンテナ輸送に係る関係法令を遵守し、適切な運行管理を行うこと。

国自総第548号の2  
平成19年3月20日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」の徹底について

国際海上コンテナのトレーラーによる安全輸送については、平成17年8月、関係省庁、関係団体により構成される「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ワーキング」を設け、同年12月、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」を発出し、その後、本ワーキング関係者を中心に関係団体及び関係事業者等が、本ガイドラインの普及に努めてきたところである。

しかしながら、本ガイドライン発出後においても、国際海上コンテナ輸送中のトレーラー横転による死亡事故等が発生し、本ガイドラインに基づく確実な取り組みがなされていない事例も見受けられるところである。

このため、本ガイドラインの関係団体に対し、傘下事業者への周知徹底を再度図り、国際海上コンテナの陸上における安全輸送の取り組みを強化するよう、別添のとおり通知したので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においても承知されたい。